

自転車安全利用五則



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

④ 飲酒運転は禁止

「酒気帯び運転」は、最大で3年以下の懲役又は50万円以下の罰金です!



① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



③ 夜間はライトを点灯

反射材等も身に着けましょう!

令和6年11月1日改正道路交通法施行

※運転中のながらスマホは禁止です!

自転車運転中のスマートフォン等の使用は最大で1年以下の懲役又は30万円以下の罰金です!

自転車は2秒ほどスマホを見ている間に約10mも進んでいます!



⑤ ヘルメットを着用

大人もみんななかまぶりましょう!

九都県市一斉 2025年5月1日(木)～5月31日(土)

自転車マナーアップ強化月間

自転車に乗る前に自転車の点検整備をしましょう! 自転車保険等への加入も忘れずに!
※各種保険等の特約で加入できる場合もあります。

首都圏自転車安全利用対策協議会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

自転車も
のれば
車の
なか
まいり

自転車、安全利用していますか？

ヘルメットの着用

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- 死亡事故の約半数は頭部の致命傷が原因。
- 特に子供や高齢者には家庭で着用を呼び掛けましょう。



車道左側を通行

- 自転車は車両です。
車道の左側端を通行しましょう。
- やむを得ず歩道を通行する場合は徐行しましょう。



交差点に注意

- 信号や一時停止は必ず守りましょう。
- 見通しの悪い交差点では一旦止まって安全確認を徹底しましょう。

自転車事故死者の主損傷部位（令和6年中）



※埼玉県警察提供

⚠ 自転車保険に必ず加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。
事故は起こさないことが一番ですが、
万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により

自転車損害保険等への加入が義務
となっています。

「入ってるよね？自転車保険」
動画公開中!!



確認しましょう

ご自身やご家族が加入している
自動車任意保険などの特約で、
自転車事故を補償できるものも
あります。
詳しくは、埼玉県ホームページ、
各損害保険会社や保険代理店、
自転車安全整備店等にご確認
ください。



「白バトン」

「さいたまっち」

埼玉県統一行動日
2025年5月10日(土)

毎月10日は自転車安全利用の日

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

検索



埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・埼玉県交通安全対策協議会
問合せ先 / 埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757